

十一 管理運営

1 本学の管理・運営

(教授会、部局長会議)

【現状】

○教授会の権限

本学の管理運営として、学校教育法第52条に規定されている大学の目的を達成するために、教授会、部局長会議、各種委員会等を設置している。教授会は、大学学則第5条によって「重要な事項を審議するため教授会を置く」ことが規定され、教授（平成15年3月1日現在46名）によって構成され、学長が議長となり、原則として毎月2回（第1、3火曜日）の開催を定例とする。

教授会では、下記の事項を審議する。

- (1) 教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第4条から第12条までの規定による教員の任免、分限、服務等に関する事項
- (2) 学則及び諸規程の制定、改廃に関する事項
- (3) 学生の入学、休学、復学、転学、退学、除籍、進級及び卒業に関する事項
- (4) 学生の試験に関する事項
- (5) 学生の賞罰に関する事項
- (6) 学生の厚生補導に関する事項
- (7) 本学の予算に関する事項
- (8) その他教育の研究及び運営に関する重要事項

また、上記事項の基本方針や施策を検討するため、76の各種委員会（別表1－医科大学各種委員会等 参照）が設置され、教授会を支援している。

部局長会議は、教授会開催の1週間前に招集されるのが定例となっている。その構成は、学長、学生部長、教養部長、生涯研修・地域医療センター長、附属病院長、附属図書館長、附属病院紀北分院長、事務局長の8名となっている。部局長会議の協議事項は、①教授会に提案される審議事項、②報告事項等の議題の整理、③重要案件の事前協議等を行っている（別表2－県立医科大学委員会等会議図 参照）。

○教育課程に関する教授会審議

学則の「第4章 授業科目及び履修方法等」において、授業科目、授業科目の期別配分、授業科目の履修、単位の授与・授業科目修了の認定及び進級の認定、試験の種類、学位記の授与、在学期間をそれぞれ具体的に規定している。

教育課程に関する事項を審議する権限と責任は教授会にある。また、カリキュラム委員会では次の事項を審議し、教授会に意見を具申する。

- (1) カリキュラムに関する資料の収集と検討
- (2) 現行のカリキュラムの点検
- (3) 長期的展望に基づいたカリキュラムの立案
- (4) その他教育目標、教育内容及び方法、評価の方法、教育施設並びに教育方針などカリキュラムに関すること

○教員人事に関する教授会審議

教授会が教員人事に関し審議すべき事項は、学則第5条第3項第1号に規定された教育公務員特例法第4条から第12条までの規定による教員の任免、分限、服務等に関する下記の事項である。

(教育公務員特例法抜粋)

- 第4条 学長及び部局長の採用並びに教員の採用及び昇任は、選考によるものとする。
- 2 学長の採用のための選考は、人格が高潔で、学識が優れ、かつ、教育行政に関し識見を有する者について、評議会（評議会を置かない大学にあっては、教授会。以下同じ。）の議に基づき学長の定める基準により、評議会が行う。
- 3 学部長の採用のための選考は、当該学部の教授会の議に基づき、学長が行う。
- 4 学部長以外の部局長の採用のための選考は、評議会の議に基づき学長の定める基準により、学長が行う。
- 5 教員の採用及び昇任のための選考は、評議会の議に基づき学長の定める基準により、教授会（国立学校設置法第2章の2の規定によりその組織が定められた大学にあっては、人事委員会。第12条第1項において同じ。）の議に基づき 学長が行う。
- 6 前項の選考について教授会が審議する場合において、その教授会が置かれる組織の長は、当該大学の教員人事の方針を踏まえ、その選考に関し、教授会に対して意見を述べることができる。

(転任)

- 第5条 学長、教員及び部局長は、学長及び教員にあっては評議会、部局長にあっては学長の審査の結果によるのでなければ、その意に反して転任されることはない。
- 2 評議会及び学長は、前項の審査を行うに当たっては、その者に対し、審査の事由を記載した説明書を交付しなければならない。
- 3 評議会及び学長は、審査を受ける者が前項の説明書を受領した後14日以内に請求した場合には、その者に対し、口頭又は書面で陳述する機会を与えなければならない。
- 4 評議会及び学長は、第1項の審査を行う場合において必要があると認めるときは、参考人の出頭を求め、又はその意見を徴することができる。
- 5 前3項に規定するもののほか、第1項の審査に関し必要な事項は、学長及び教員にあっては評議会、部局長にあっては学長が定める。

(降任及び免職)

- 第6条 学長、教員及び部局長は、学長及び教員にあっては評議会、部局長にあっては学長の審査の結果によるのでなければ、その意に反して免職されることはない。教員の降任についても、また同様とする。
- 2 第5条第2項から第5項までの規定は、前項の審査の場合に準用する。

(休職の期間)

第7条 学長、教員及び部局長の休職の期間は、心身の故障のため長期の休養を要する場合の休職においては、個々の場合について、評議会の議に基づき学長が定める。

(任期)

第8条 学長及び部局長の任期については、評議会の議に基づき学長が定める。

(定年)

第8条の2 国立大学の教員に対する国家公務員法第81条の2の規定の適用については、同条第1項中「定年に達した日以後における最初の3月31日又は第55条第1項に規定する任命権者若しくは法律で別に定められた任命権者があらかじめ指定する日のいずれか早い日」とあるのは「定年に達した日から起算して1年を超えない範囲内で評議会の議に基づき学長があらかじめ指定する日」と、同条第2項中「年齢60年とする。ただし、次の各号に掲げる職員の定年は、当該各号に定める年齢とする。」とあるのは「評議会の議に基づき学長が定める。」と、同条第3項中「臨時的職員その他の法律により任期を定めて任用される職員」とあるのは「臨時的職員」とする。

2 国立大学の教員については、国家公務員法第81条の3の規定は、適用しない。

3 国立大学の教員への採用についての国家公務員法第81条の4及び第81条の5の規定の適用については、同法第81条の4第1項及び第81条の5第1項中「任期を定め」とあるのは「教授会の議に基づき学長が定める任期をもって」と、同法第81条の4第2項（同法第81条の5第2項において準用する場合を含む。）中「範囲内」とあるのは「範囲内で教授会の議に基づき学長が定める期間をもって」とする。

第8条の3 公立大学の教員に対する地方公務員法第28条の2第1項、第2項及び第4項の規定の適用については、同条第1項中「定年に達した日以後における最初の3月31日までの間において、条例で定める日」とあるのは「定年に達した日から起算して1年を超えない範囲内で評議会の議に基づき学長からあらかじめ指定する日」と、同条第2項中「国の職員につき定められている定年を基準として条例で」とあるのは「評議会の議に基づき学長が」と、同条第4項中「臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員」とあるのは「臨時的に任用される職員」とする。

2 公立大学の教員については、地方公務員法第28条の2第3項及び第28条の3の規定は、適用しない。

3 公立学校の教員への採用についての地方公務員法第28条の4から第28条の6までの規定の適用については、同法第28条の4第1項、第28条の5第1項並びに第28条の6第1項及び第2項中「任期を定め」とあるのは「教授会の議に基づき学長が定める任期をもって」と、同法第28条の4第2項（同法第28条の5第2項及び第28条の6第3項において準用する場合を含む。）中「範囲内で」とあるのは「範囲内で教授会の議に基づき学長が定める期間をもって」とする。

(懲戒)

第9条 学長、教員及び部局長は、学長及び教員にあつては評議会、部局長にあつては学長の審査の結果によるのでなければ、懲戒処分を受けることはない。

2 第5条第2項から第5項までの規定は、前項の審査の場合に準用する。

(任命権者)

第10条 大学の学長、教員及び部局長の任用、免職、休職、復職、退職及び懲戒処分は、学長の申出に基づいて、任命権者が行う。

(服務)

第11条 国立大学の学長、教員及び部局長の服務について、国家公務員法第96条第1

項の根本基準の実施に関し必要な事項は、同法第 97 条から第 105 条まで又は国家公務員論理法（平成 11 年法律第 129 号）に定めるものを除いては、評議会の議に基づき学長が定める。

2 公立大学の学長、教員及び部局長の服務について、地方公務員法第 30 条の根本基準の実施に関し必要な事項は、第 21 条の 4 第 1 項並びに同法第 31 条から第 35 条まで、第 37 条及び第 38 条に定めるものを除いては、評議会の議に基づき学長が定める。

（勤務成績の評定）

第 12 条 学長、教員及び部局長の勤務成績の評定及び評定の結果に応じた措置は、学長にあっては評議会、教員及び部局長にあっては教授会の議に基づき学長、学部長以外の部局長にあっては学長が行う。

2 前項の勤務成績の評定は、評議会の議に基づき学長が定める基準により、行わなければならない。

○教員の選考

教員の選考は、教員選考に関する規程に基づき下記のとおり行われる。

第 2 条 教員の選考については、大学設置基準（昭和 31 年文部省令第 28 号）第 4 章に規定するもののほか、次に掲げる者のうちから選考する。

（1）教授

ア 大学（旧大学令（大正 7 年勅令第 388 号）による大学を含む。以下同じ。）卒業後 10 年以上又は旧制高等学校（旧高等学校令（大正 7 年勅令第 389 号）による高等学校をいう。）及び旧専門学校（旧専門学校令（明治 36 年勅令第 61 号）による専門学校をいう。以下同じ。）を卒業後 13 年以上の専門経歴がある者

イ 人格高潔で研究及び教育上の能力がある者

（2）助教授

ア 大学卒業後 5 年以上又は旧制高等学校及び専門学校卒業後 8 年以上の専門経歴がある者

イ 人格高潔で研究及び教育上の能力がある者

（3）講師 前号に準ずる者

（4）助手

ア 大学の学部を卒業した者で就こうとする職務に関連のある学業を修得した者

イ 人格高潔で研究意欲旺盛である者

【点検・評価】

教育・研究・診療に関する重要事項や新規の決定事項を審議する場として、部局長会議や教職員で構成される各種の委員会（別表 1、2 参照）が設置され、その検討結果を尊重した上で教授会において審議しており、このような機能は現在の組織で概ね果たされている。ただ、十分に審議の後、検討に付されるため、教授会が長時間におよぶ傾向がある。

会議の効率運営が求められる一方で、重要事項に関する慎重審議が求められるため、本来の教育・研究・診療を行いながら、その役割と活動を果たすための負担は大きいものがある。

教育課程については、カリキュラム委員会が教育課程の編成に関わる事項を企画・立案し、教授会で審議する体制が確立している。

教員人事に関しては、教授会が権限と責任を持っている。

ただし、学内に存在する多様な要求や視点を大学運営に的確により反映させていくためには、運営の効率化を含め、なお検討の余地がある。

【将来の改善・改革に向けた方策】

民主的な運営を基本としながら、各種委員会の見直しを行うことや、より迅速な判断が行える方策を検討する必要があると考えている。さらなる、改変・改革に向けた教員と事務職員が一体となった協力体制を確立することが重要である。

(学長の権限と選任手続)

【現状】

本学の学長候補者の選任手続は、学長の選考等に関する基準及び学長の選考等に関する基準細則に規定されている。学長の選任手続は以下のとおりである。

○学長の選考等に関する基準

(学長候補者の推せん選挙)

第4条 学長候補者は、人格が高潔で、学識がすぐれ、かつ、教育行政に関し識見を有する大学教授又は、その経歴を有する者とする。

(学長候補者の推せん選挙)

第5条 教授会に学長候補者を推せんできる者は、本学の学長及び教員（非常勤の講師を除く。）とする。

2 学長候補者の推せんは、選挙によるものとし、投票の結果、得票数5以上を得た者を第1次学長候補者とする。

(学長候補者の第1次選挙)

第6条 教授会は、学長の選考の参考とするため、前条の規定により推せんされた第1次学長候補者の全員について、第1次選挙を行う。

2 前項の第1次選挙を行う資格を有する者は、大学の全構成員とする。

3 第1次選挙により有効投票の最多数を得た者から第3位までの者をもって、第2次学長候補者とする。

4 第1次学長候補者が3人以内のときであっても、第1次選挙を行うものとし、この場合当該候補者全員を第2次学長候補者とする。

(学長候補者の第2次選挙)

第7条 教授会は、前条の第2次学長候補者のうちから、学長候補者の選考の第2次選挙を行う。

2 第2次学長候補者が前項の選挙の期日までに、学長候補者となることを辞退した場合には、その補充はこれを行わない。

3 第1項の第2次選挙を行う資格を有する者は、教授会の構成員とする。

4 第2次選挙においては、有効投票の過半数を得た者を当選者とする。

5 前項に該当する者がいないときは、有効投票の最多数を得た者から2位までの者について更に投票を行い、その投票の最多数を得た者を当選者とする。

6 前項の場合において得票数が同数であるときは、前条の第1次選挙において得票数の多かった者をもって当選とする。

(学長候補者の再選挙)

第8条 学長候補者が学長に就任することを辞退したときは、あらためて学長候補者の選挙を行う。

(信任投票)

第9条 第2次学長候補者がただ1人であるときは、教授会は、信任投票を行う。

2 前項の投票は、教授会の構成員で行う。

3 第1項の投票において、過半数を得た者を学長候補者とする。

(選挙の管理)

第10条 教授会は、第5条から前条までの選挙に関する事務及びこれに関係のある事務を管理するため、学長候補者選挙管理委員会（以下「管理委員会」という。）を置く。

2 管理委員会は、教授会において選定する委員12人をもって組織する。

3 第5条第2項の規定により推せんされて第1次学長候補者となった者は、前項の委員を辞退しなければならない。

・学長の選考等に関する基準細則

(選考期日の決定)

第3条 教授会は、学長の選考の期日を決定したときは、管理委員会に対し、直ちにこれを通知するものとする。

第4条 教授会は、学長の選考の期日を決定するに当たっては、最初の選挙の公示の日から15日以内に、すべての選挙が完了できるよう決定しなければならない。

(選挙の公示)

第5条 選挙管理委員会は、推せん選挙の施行の日の5日前までに、すべての選挙（基準第8条の再選挙を除く。）の施行の日、投票場所及び投票時間並びに選挙の資格を有する者（以下「有権者」という。）の名簿の閲覧期間の公示を行わなければならない。

2 第1次学長候補者の氏名は、第2次選挙の施行の日の5日前までに公示するものとする。

3 第2次学長候補者の氏名は、第1次選挙終了後、直ちに公示するものとする。

(有権者の範囲等)

第6条 基準第6条第2項に規定する大学の全構成員とは、本学の学長、専任の教員、学生、大学院学生、研究生（甲）、臨床研究医、診療医、歯科口腔外科診療医及び職員（一般職の職員に限る。）をいう。

第7条 有権者は、最初の公示の日において、在職又は在籍する者とする。ただし、公示の日において休職又は休学している者は、当該選挙における選挙権を有しないものとする。

【点検・評価】

学長は、学長の選考等に関する基準及び学長の選考等に関する基準細則により、学長候補者選挙管理委員会を設け、全学的に学長が選任され、一定の評価が保たれてきたが、保健看護学部（仮称）との2学部体制に移行するにあたり、見直しが必要である。

【長所と問題点】

現行の第1次選挙では大学の全構成員を対象とした投票となっているが、選挙手続きが複雑で、有権者への周知にも問題があることから、他大学に準拠した選挙手続きの採用も検討されるべきであろう。

【将来の改善・改革に向けた方策】

2学部体制の中で、本学の理念、目的の実現にむけてリーダーシップを発揮できる人材を、責任ある有権者によって選挙されるよう考慮する必要がある。

2 大学院の管理運営 (大学院の管理運営体制)

【現状】

和歌山県立医科大学は、「医学の理論及び応用を教授研究し、自立して研究活動を行うのに必要な深い学識と高度な研究能力を備えた優れた人材を育成することを目的」（大学院学則第1条）として、大学院（博士課程）、医学研究科を設置している。平成11年12月に大学院を整備充実するため、「大学院整備検討委員会」を発足し、これまでに、大学院入学資格、カリキュラム、履修要項、学位規程等が見直された。この大学院を運営するため「大学院学則」を定め、大学院に「大学院委員会」（大学院学則第24条）を置き、大学院の管理運営を担っている。ここで「大学院委員会」について述べる。

委員会は、次に掲げる職員をもって組織する。

- ①学長
- ②先端医学研究所長
- ③学生部長
- ④附属病院長
- ⑤附属図書館長
- ⑥医学研究科の各専門課程の教授1名

ただし、上記⑥の委員は、各専門課程ごとに研究科委員（教授）の互選によって決定する。

大学院委員会は、学長が招集し、その議長となる。その審議事項は以下のとおりである。

- ①大学院に関する諸規程の制定改廃に関すること。
- ②大学院の企画、管理運営に関すること。
- ③学位の認証及び授与に関すること。
- ④学長の諮問に関すること。
- ⑤その他大学院の事務管理についての重要事項に関すること。

【点検・評価】【長所と問題点】

科学・技術の著しい進展、医学・医療・保健に対する社会ニーズの高度化、多様化に伴い、これらに対応した人材の育成を担う大学院教育の重要性は益々高まっている。このような中であって、大学院整備充実に向け当委員会は有効に機能している。しかしながら、大学院委員会の所掌事項は多岐にわたり、当委員会において十分な論議を尽くすことには限界がある。

【将来の改善・改革に向けた方策】

大学院委員会は、他の委員会委員を兼ねており、委員会の開催日程の確保すら困難な状況にある。また、審議事項が多岐にわたっており、より意義のある論議を尽くすためにも、大学院委員会に専念できるように改善する必要がある。

別表1

医科大学（附属病院を含む）各種委員会等

H14. 10. 1現在

| 委員会等名称 | | 委員会等名称 | 委員会等名称 | 委員会等名称 |
|-----------------|----------------|---------------|-----------------------|------------------|
| 大学 関係 委員会 | 常置 委員会 | 入試検討委員会 | 法人化問題委員会 | ○医長会 |
| | | 学術機関誌編集委員会 | 社会貢献あり方委員会 | ○病院経営委員会 |
| | | ◎人権・同和対策委員会 | 臨床教授等審査委員会 | 救急医療問題対策委員会 |
| | | 海外派遣教員選考委員会 | 臨床研修委員会 | 感染予防対策委員会 |
| | | 予算委員会 | ○関連病院委員会 | 医療安全推進委員会 |
| | | カリキュラム委員会 | 治験審査委員会 | ○高度先進医療審議委員会 |
| | | 渉外委員会 | ○紀北分院整備検討委員会 | 栄養管理委員会 |
| | 特別 委員会 | 入学試験委員会 | 開放型病院院内準備委員会 | ○医療用材料検討委員会 |
| | | 規程検討委員会 | 放射線安全委員会 | ○薬事委員会 |
| | | | 倫理委員会 | ○患者サービス向上委員会 |
| | | | 医学研修奨励選考委員会 | 救急集中治療連絡委員会 |
| | | | 附属図書館委員会 | 輸血療法委員会 |
| | | | 生涯研修・地域医療センター運営協議会 | ○病床管理委員会 |
| | | ◎自己点検・評価委員会 | 共同利用施設管理運営委員会 | 病院放射線安全委員会 |
| | | ○受託研究審査委員会 | 動物実験委員会 | 脳死臓器移植対策委員会 |
| | | 情報管理委員会 | 動物実験施設管理運営委員会 | 医療ガス安全管理委員会 |
| | | 防火対策会議 | ラジオアイソトープ実験施設運営委員会 | ○電話予約センター運営委員会 |
| | | 環境保全委員会 | ラジオアイソトープ実験施設放射線安全委員会 | 薬剤部運営委員会 |
| | | ○災害救急対策検討委員会 | 組換えDNA実験安全委員会 | 中央検査部運営委員会 |
| | | ○備品整備委員会 | 遺伝子解析研究倫理審査委員会 | 中央内視鏡部運営委員会 |
| | | 学長候補者選挙管理委員会 | 中央研究機器施設委員会 | 中央手術部運営委員会 |
| | | ◎教授候補者選考委員会 | 衛生委員会 | 集学的治療・緩和ケア部運営委員会 |
| | | ◎人権・同和対策推進協議会 | ◎兼業審査委員会 | 中央放射線部運営委員会 |
| | 学生部委員会 | 防火管理委員会 | 周産期部運営委員会 | |
| | 留学生委員会 | ◎募金実行委員会 | 病歴部運営委員会 | |
| | ◎大学院委員会 | 教養部紀要編集委員会 | | |
| | 大学院整備検討委員会 | | | |
| | 大学院入学試験委員会 | | | |
| | 大学院入学試験出題採点委員会 | 大学関係 合計 51 | 病院関係 合計 25 | |

※注 学長が議長の委員会は◎、病院長が議長の場合は○を付記

別表2

県立医科大学委員会等会議図

